第１号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　申請者　　　　　　　　　　　　　　印

山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金交付申請書

　次のとおり、補助金を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 現に従事又は従事しようとする地場産業 | |  |
| 申請金額 | | 金　　　　　　　　　　　　　　　　　　円  　※　内訳は別紙のとおり。 |
| 申請者の状況 | 氏名及び生年月日 | 氏　名  生年月日 |
| 住所及び連絡先 | 住　所  連絡先 |
| 帰省先の住所及び連絡先 | 住　所  連絡先 |
| 所属する事業所、学校等 | 事業所又は学校  部署又は学部等 |
| 海外留学研修先 | 名称 |  |
| 学部及び学科又は研究科その他これらに類するもの |  |
| 所在地 |  |
| 入学等年月 |  |
| 卒業又は修了見込み年月 |  |
| 海外留学研修効果等 | 得ようとする専門的知識、資格等 |  |
| 目的又は解消しようとする課題及びその解消方法 |  |
| 申請者の状況 | 家族等の状況 |  |
| 健康の状況 |  |
| 現に所属する事業所、学校等における状況 |  |
| 海外留学研修への意欲、意気込み等 |  |
| 海外留学研修に当たり必要とされる能力等の状況（語学に係る知識、修学先の合否状況等） |  |
| 海外留学研修後の展望（概ねその卒業又は修了後の３年間） |  |

※　その他添付書類

　　・　現に所属する事業所に係る資料（パンフレット、ホームページの写しなど）

　　・　海外留学研修先に係る資料（パンフレット、ホームページの写しなど）

　　・　中小企業団体、商工会、商工会議所その他経済団体による推薦を証する書類

　　・　誓約書

別紙　申請金額経費区分別内訳

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 経費区分 | 金額 | 備考 |
| 旅費 |  |  |
| 需用費 |  |  |
| 役務費 |  |  |
| 委託料 |  |  |
| 使用料及び賃借料 |  |  |
| 負担金 |  |  |
| 合計 |  |  |

誓　約　書

　私は、下記の事項について誓約します。

　なお、県が必要な場合には、山梨県警察本部に照会することについて承諾します。

　また、照会で確認された情報は、今後、私が県と行う他の契約等における身分確認に利用することに同意します。

記

　私は、次のいずれにも該当する者ではありません。

　（１）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年  
法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）

　（２）暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）

　（３）自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害  
を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用している者

　（４）暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するな  
ど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者

　（５）暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

　（６）下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相  
手方が上記（１）から（５）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結している者

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　山梨県知事　　　　　　　殿

　　　　　住　　所

　　　　（ふりがな）

　　　　　氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　生年月日（昭和・平成）　　年　　月　　日

第２号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　　　　　　　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　山梨県知事　　　　　　　　　　　　印

山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金交付決定通知書

　令和　　年　　月　　日付けで申請のあった上記の補助金については、次のとおり交付することに決定しましたので通知します。

１　補助金の交付対象となる海外留学研修及びその内容は、山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金交付申請書（以下「申請書」という。）の記載のとおりとする。

２　海外留学研修に要する経費及び補助金の額は、次のとおりとする。ただし、海外留学研修の内容が変更された場合における海外留学研修に要する経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

　　　　　海外留学研修に要する経費　　金　　　　　　　　　円

　　　　　補助金の額　　金　　　　　　　　　円

３　海外留学研修に要する経費の配分及び配分された経費に対応する補助金の額の区分は、申請書の記載のとおりとする。

４　海外留学研修の期間は、令和　年　月　日から令和　年　月　日までとする。

５　補助金の交付の条件は次のとおりとする。

（１）海外留学研修の内容又は海外留学研修に要する経費の配分を変更しようとするときは、あらかじめ知事に申請すること。

（２）海外留学研修を中止し、又は廃止しようとするときは、知事に申請すること。

（３）海外留学研修が予定期間内に完了する見込みがなくなったとき又は海外留学研修の遂行が困難となったときは、知事に報告すること。

（４）毎年３月１日その他知事が必要と認めるときに、海外留学研修の遂行及び補助金に係る収支の状況について、知事に報告すること。

（５）海外留学研修が修了したときは、知事に報告すること。

（６）海外留学研修の修了の日から起算して１年（災害、疾病その他やむを得ない理由によりその実施ができない期間は、算入しない。）以内に知事に復命するとともに、知事が別に指定する者を対象とする研修を実施し、海外留学研修並びに専門的知識等の普及及び啓発を行うこと。

（７）海外留学研修を修了した日から起算して３月（災害、疾病その他やむを得ない理由によりその業務に従事することができない期間は、算入しない。）以内に県内の地場産業関係事業所等における業務を開始し、かつ、当該業務を開始した日の属する月から起算して３年（災害、疾病その他やむを得ない理由によりその業務に従事することができない期間は、算入しない。次号において同じ。）以上従事すること。

（８）前号の規定に基づき地場産業関係事業所等における業務に従事することとされる３年の間、毎年、知事が別に定めるところにより、県内の地場産業関係事業所等における業務に従事していることを証明する書類を知事に提出すること。

（９）その他知事が別に定める条件に従うこと。

６　補助金の交付の条件等に違反した場合の措置

（１）次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取  
り消す場合がある。

　　　ア　補助金を他の用途へ使用したとき。

　　　イ　海外留学研修に関し補助金等の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

　　　ウ　海外留学研修に関し法令等又はこれに基づく知事の処分に違反したとき。

　　　エ　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有していることが判明したとき。

　　　オ　海外留学研修を中止したとき。

　　　カ　心身の故障のため海外留学研修を開始し、又は修了する見込みがなくなったと認められるとき。

　　　キ　海外留学研修の実績又は性行が著しく不良となったとき。

　　　ク　死亡したとき。

　　　ケ　その他補助金の交付の目的を達成する見込みがなくなったと認められるとき。

（２）補助金の交付決定を取り消した場合、海外留学研修の当該取り消しに係る部分に関し、既に補助金等が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずる。

（３）交付決定の取り消しに関し、補助金の返還を命ぜられたときは、その命  
令に係る補助金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該補助金の額につき年10.95％の割合で計算した加算金を県に納付しなければならない。

（４）補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、  
納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95％の割合で計算した延滞金を県に納付しなければならない。

７　海外留学研修が補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件に従って遂行されているか確認するため、毎年３月１５日その他知事が必要と認めるときまでに、海外留学研修の遂行状況について報告しなければならない。

８　海外留学研修が完了した日（廃止の承認を受けた場合はその承認の日）から起算して一箇月を経過した日又は令和　年　月　日のいずれか早い期日までに、海外留学研修の成果を記載した海外留学研修実績報告書を知事に提出しなければならない。

９　海外留学研修に係る帳簿及び証拠書類は、海外留学研修終了年度の翌年度から起算して５年間、整備保管しておかなければならない。

第３号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金に係る

　　　　　　　海外留学研修の内容（経費配分）変更承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け産振第　　　　号により交付決定通知があった海外留学研修を次のとおり内容（経費配分）変更したいので、申請します。

　１　内容（経費配分）変更の理由

　２　内容（経費配分）変更の内容

第４号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　　山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金に

　　　　　　　　係る海外留学研修の中止（廃止）承認申請書

　令和　　年　　月　　日付け産振第　　　　号により交付決定通知があった海外留学研修を次のとおり中止（廃止）したいので、申請します。

　１　中止（廃止）の理由

　２　中止（廃止）の内容

第５号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金

　　　　　　　に係る海外留学研修遅延等報告書

　令和　　年　　月　　日付け産振第　　　　号により交付決定通知があった海外留学研修について、次のとおり報告します。

１　海外留学研修の進捗状況

２　海外留学研修に要した経費

３　事故等の内容及び理由

４　事故等に対する措置

５　海外留学研修の遂行及び完了の予定

　注）事故の内容等を立証する書類を添付すること。

第６号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金

　　　　　　　に係る海外留学研修遂行状況報告書

　令和　　年　　月　　日付け産振第　　　　号により交付決定通知があった海外留学研修について、次のとおり報告します。

１　海外留学研修の遂行状況

２　収支の状況

第７号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　　　　　　　　　　　　　　印

　　　　　　　山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金

　　　　　　　に係る海外留学研修実績報告書

　　令和　　年　　月　　日付け産振第　　　　号により交付決定通知があった海外留学研修について、令和　　年　　月　　日付けで完了（廃止）しましたので、報告します。

１　補助金交付決定額　　　　　　　　　　　　　円

２　概算払受領年月日　　　令和　　年　　月　　日

３　概算払受領額　　　　　　　　　　　　　　　円

４　海外留学研修実績　　（別紙のとおり）

５　添付書類

第８号様式

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日

　　山梨県知事　 殿

　　　　　　　　　　　　　　　補助対象者　　　　　　　　　　　　　　印

山梨県地場産業人材育成促進事業費補助金概算払請求書

　令和　　年　　月　　日付け産振第　　　　号により交付決定通知があった補助金について、概算払いにより交付を受けたいので次のとおり請求します。

１　概算払請求額　　　　　　　　　円

２　内訳

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 補助金交付  決定額　① | 既概算交付  額　　　② | 差　引　額  ①－②＝③ | 今回概算  請求額　④ | 備考 |
|  |  |  |  |  |

３　概算払請求の理由

４　支払先口座

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 預貯金の種別  ・口座番号 |  |
| フリガナ |  |
| 口座名義 |  |
| 住　　　　所 |  |